

第4章 施策の展開

アンケート、市内の障がい福祉サービス事業所の利用者その保護者へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会等から、障がいについてさまざまな場面における課題が明らかになりました。

それらを受けて第4章では、第3章のこれまでの実績・評価と課題を再考し、7つの基本施策と目標をあげて、施策の展開を具体化していきます。

基本施策1 心の壁をなくすために（啓発・広報）



1 障がいについての正しい理解の促進

【課題】

障がい者の多くは、社会の中で、精神的身体的なストレスを受けています。それは、真に地域で安心して生活を送ることができる社会づくりがまだまだ進んでいないためです。これを、よりよい社会とするためには、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の理念の普及を図り、障がい者に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

【目標】

- (1) 児童・生徒を含む全ての市民や民間事業者等が互いに尊重し合い、共に生活する社会を目指して障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。
- (2) 文化やスポーツ活動などの社会交流を通して、同じ地域に暮らす仲間としての相互理解や親睦を深めます。
- (3) 障がい者の支援や障がいへの理解、啓発を行う、市民ボランティアの養成を関係機関と連携し推進します。
- (4) 市及び民間事業者が事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害しないようにし、障がい者に対する社会的障壁の除去の実施について、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行います。
- (5) 市は、「栃木市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応基本指針」及び「障がいのある方へのサポートマニュアル」に基づき、必要に応じた職員研修を行い、障がいや障がい者についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。

参考

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的とし、差別解消のための措置として次の事が規定されています。

- 差別的取扱いの禁止

行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。【行政機関も事業者も義務規定】

- 合理的配慮不提供の禁止

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。【行政機関も事業者も義務規定】

2 広報活動の推進

【課題】

障がい者は、障がいに対する市民の理解と配慮を求めています。市民一人ひとりが、勇気と行動力を持つことが大切です。また、安心して住みよい地域と社会を作るためには、地域住民等のボランティア活動への参加協力を求めるとともに、その地域資源の活用を図ることが必要です。

【目標】

- (1) 広報活動には多くの人の参加を目指し、一人ひとりが大切な地域資源として、障がいへの理解促進について発信します。
- (2) 広報紙、コミュニティFM、テレビや新聞などのメディア、ホームページ、SNSなど、多様な媒体を活用して、やさしい言葉、図、映像などを使ってわかりやすく伝える工夫をした上で、障がいへの理解の啓発を継続的に行います。
- (3) 広報の活用をはじめ、「障がい者週間」等には障がい者と地域住民が互いに交流できる機会や障がい者同士の交流など、相互に理解を深めるためのふれあいの場づくりの充実に努めます。
- (4) 障がいへの理解促進活動を行う、市民ボランティアの養成についても検討します。

1 相談支援体制の充実

【課題】

「障がいの認定を受けるには、どうしたらよいのか」、「家族や友人のことで困っている」など、広報媒体だけではわからないことを社会福祉専門職に相談ができることは大変重要です。また、実際に医療や保健、福祉サービスを利用している障がい者にとっては、地域における生活への移行や定着のため、相談支援にあたる相談支援専門員等の社会福祉援助職の資質の向上が求められます。

特に、障がい者本人の課題だけでなく、家族に複数の障がい者がいる、生活困窮、ひとり親家庭など複雑かつ複合的な課題を抱えるケースも多く、「縦割り」から「世帯丸ごと」への重層的な支援が必要となるため、各相談支援機関が連携した包括的支援体制の強化が必要です。

【目標】

- (1) 市の担当職員は、障がい者の保護者、または介護者からの基本的な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関との連絡調整が図れるよう、資質の向上に努めます。
- (2) 栃木市障がい児者相談支援センターは、基幹相談支援センターとしての機能（専門的な相談、地域の相談支援体制の強化及び虐待防止、権利擁護のための援助等）を強化し、障がい者相談の中核機能を果たすとともに、複合的課題を抱えるケースに対して、多機関協働の包括的支援体制の中で解決に向けて連携を図ります。
- (3) 栃木市障がい児者相談支援センターの基幹相談支援センター機能に加え、強度行動障害、高次脳機能障害に対する支援及び精神障がい者への対応も含めた地域包括ケアシステム構築を担うための機能強化について検討します。
- (4) 障がい者への相談支援をより効率的に行えるよう、相談支援業務の民間事業所への委託など栃木市障がい児者相談支援センターの運営について検討を行います。
- (5) 障がい児に対する重層的な地域支援を推進する児童発達支援センターを整備します。なお、発達支援にあたっては、中核的な役割を果たすことになる児童発達支援センターにおいて、事業所と緊密な連携のもとスーパーバイズ・コンサルテーション機能を担っていきます。

（注釈）

「スーパーバイズ」とは、これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザー（学識経験者など）により、アドバイス・指導をしてもらうことを言います。

「コンサルテーション」とは、異なる専門性をもつ複数の者が、支援対象となる問題状況について検証し、よりよい支援のあり方について話し合うプロセスのことを言います。

2 自立支援サービスの充実

【課題】

乳児期から高齢期それぞれのライフステージにおける生活課題は、様々であり、障がい特性によってもニーズは違います。障がい者本人の「生活のしづらさ」や「どのように生活をしたいのか」など、十分なアセスメントを経て、サービス等利用計画が作成され、適切な支援計画に基づいた、サービス提供支援が実行されることが重要です。

また、一人ひとりの状況や希望に合う障がい福祉サービス事業所が、わからないあるいはサービスを利用したいときに何らかの理由で利用できないというような課題があり、障がい福祉サービス事業所の情報提供・情報開示を進めるほか、地域に不足する社会資源をどのように開発し、解決していくのかを地域で協議、検討するにあたり体制の強化が必要となります。

【目標】

- (1) 適切なサービス等利用計画が作成されるよう、計画作成を担当する相談支援事業所、相談支援専門員の増を図るとともに、相談支援専門員の専門性を高めるための研修やスーパービジョンを実施します。

(注釈)

「スーパービジョン」とは、施設や事業所で指導者（スーパーバイザー）によって行われる専門職としての援助者（スーパーバイジー）を養成する過程のことをいいます。指導者が援助者と定期的に面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的とするものです。

- (2) 適切な障がい福祉サービスの提供となるよう、支給決定の的確性、迅速性を心がけます。
- (3) 障がい福祉サービス事業所の情報提供について、ホームページのほか、紙媒体によるパンフレットなど多様な情報媒体を活用して、情報を必要とする方に適切に届くよう情報発信を行うとともに、障がい福祉サービス事業者自身の情報開示を推進します。
- (4) 多様な関係機関や関係者が集う栃木市障がい者等自立支援協議会について、地域課題を整理し、地域に不足する社会資源の創出などの地域支援体制の整備の取組みを活性化します。
- (5) 親なき後を見据えた障がい福祉サービスの提供体制の整備及びサービスの充実を進めます。

3 地域生活支援サービスの充実

【課題】

障がい者施策の基本的な理念は、住み慣れた地域で自立して生活していくことを支援する仕組みづくりを推進することです。障がい特性や年齢等の状況に応じた、地域での生活を支援することが重要です。そのためには、日常生活に必須であるサービスの提供のほか、健康の維持や生活への潤い、生きがいとしての余暇の支援として、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を気軽に楽しめるような環境づくりが求められています。

また、障がい者の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の整備として、「栃木市くらしだいじネット」を整備しましたが、システムの検証評価及び事業所での実績や課題を整理し、さらなる制度の充実を図る必要があります。

【目標】

- (1) 日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障がい者の状況に応じた柔軟な給付に心掛け、日常の生活における自立や社会参加を促進します。
- (2) コミュニケーション支援が必要な方に対しての手話通訳者、要約筆記者等の派遣について、手続きの簡素化、受付時間の拡大等の充実化を図ります。また、聴覚障がい団体等へも派遣申請を拡大します。
- (3) 地域生活支援事業におけるサービス給付費の適正化のため、これまでの給付実績の分析、他自治体との比較等の検証を行い、必要な制度の見直しを行います。
- (4) 健康維持や余暇の充実を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動にふれる機会を提供するとともに、これらの活動の中で地域の人との交流促進を図ります。
- (5) 地域生活支援体制である「栃木市くらしだいじネット」の検証評価及び課題整理を行い、さらに充実を図ります。

4 ボランティアやNPO活動の推進

【課題】

市民の間にもボランティアやNPO活動への関心が広がっており、障がい者を支援するボランティア等の養成や活動への支援、相談や情報を提供する窓口、ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のコーディネート機能の充実が求められています。

ボランティアやNPO活動は、地域で暮らす人たちが地域課題を解決するために自ら考え、自ら行動していくための手段として身近な活動であり、地域共生社会の担い手として期待されています。

【目標】

- (1) 栃木市社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンターによるボランティアの登録や調整、ボランティア団体の支援を行います。
- (2) ボランティア個人・団体やNPOの活動を支援するため、市民活動推進事業「とちぎ夢ファール」や民間法人等の補助制度について、情報提供を行います。

1 生活環境の整備

【課題】

すべての人々が安心して生活し、地域活動や社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたやさしい街づくりが必要です。生活空間である住宅、公共施設、交通機関、歩行空間等の環境整備が求められています。

市の公共施設については、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づいて適切な対応が行われるよう、施設管理部門と福祉部門との連携を密にする必要があります。併せて、施設のバリアフリー化については、利用者である障がい者の意見を聴く機会を設け、進めていく必要があります。

また、いざというときに、すべての人が地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防災体制の整備が求められています。

【目標】

- (1) 市の公共施設に関しては、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に適合した新築・改修等が行われるように、関係課との連携を密にし、バリアフリー化を進めます。
- (2) 市の公共施設の新築・改築等においては、障がい者の協力のもと、様々な障がい特性に対応した施設のあり方について、実地検証や意見交換の機会を設け、必要な改修に努めます。
- (3) 地域生活に密着した施設や店舗等では、多くの人々が利用する駐車場に障がい者用スペースを確保して啓発するとともに、県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」への参加協力についても啓発します。
- (4) 災害や犯罪被害防止における情報や避難誘導のための連絡システムの構築を図り、非常時における避難行動に支援が必要となる方の個別避難計画の策定に努めます。

2 交通環境の整備

【課題】

障がい者が利用しやすい公共交通機関を整備するとともに、自家用車の利用者も多い中で、乗車支援に配慮した環境づくりが必要です。

【目標】

- (1) ふれあいバス、蔵タク及び福祉タクシー利用券交付などの公共交通施策のあるべき姿について、交通に不便を感じている人が、ひとりでも多く問題を解消できるように、継続して検討を進めます。

基本施策4 ニーズに応じた教育や療育を進めるために（教育・療育）



1 相談支援の充実

【課題】

児童の障がいの早期発見、早期療育につなげるための相談支援体制を整え、充実させることは、児童の健全な育成に資するほか、保護者の心理的なケアにも重要な役割を果たします。児童の障がい特性や成長段階に応じた医療・保健・福祉の各分野の専門職による相談につなげ、それぞれの機関がその児童や保護者一人ひとりに有機的に支援されるよう、コーディネートする必要があります。

また、専門機関の療育や教育のほか、障がい児が住む身近な地域でのインクルーシブな保育や教育を希望する場合には、社会的障壁の除去のための合理的配慮の考え方に基づいた受入れのための支援体制の構築が必要となります。

【目標】

- (1) 子どもの障がいの支援は、子育て支援、親支援、家族支援であるため、関係機関と連携して、早期にライフステージに合わせた切れ目のない一貫した支援体制を作ります。
- (2) 複合的な課題を抱えるケースについては、こども家庭センターを中心に、必要に応じて、関係者、関係機関による包括的な相談支援を行います。
- (3) 健診や相談体制の充実を図り、早期発見、早期療育の体制づくりに努めます。

（注釈）

インクルーシブとは、「包括的な」「すべてを含んだ」という意味で、インクルーシブ保育は、子どもの国籍や発達段階、障がいの有無にかかわらずどのような背景を持っていたとしても排除せず受け入れる保育のことです。

また、インクルーシブ教育とは、子ども一人ひとりが多様であることを前提として、障がいの有無にかかわらず、自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指した教育理念とプロセスの実践のことを言います。

2 保育体制の充実と療育体制との連携

【課題】

就学前の児童の保育園や認定こども園受入れと、障がいの種類や発達に応じた保育ができるよう保育士等の適切な配置と関係機関との連携が求められています。

【目標】

- (1) 障がい児受入れの充実を図るために、関係機関と連携し、子どもの状況の正しい理解や、必要な療育情報の共有化を図り、職員の加配も検討します。

- (2) 療育の相談支援に携わる職員の専門的知識及び技術の向上のために、各種専門研修への参加拡充を図ります。
- (3) 発達に課題が見受けられる子どもに対して、早期に情報の共有や対応がとれるよう、保護者、関係機関と連携を図ります。

3 本人の状況を把握した教育環境の充実

【課題】

教育においては、一人ひとりの障がいの特性や程度を的確に把握することが重要となります。個々の状況に応じ、きめ細やかな教育環境の整備が求められています。このため、就学前の療育相談・支援活動との連携をより緊密にする必要があり、子どもの保護者ともコミュニケーションを図りながら、保護者の理解と認識を高めることが求められています。

障がいに応じた多様な教育を展開するための教育関係者の共通理解と、教育の場の整備・充実や教育内容の創造の工夫・改善を図る必要があります。

また、地域の教育力を活用して、子どもを取り巻く環境を整え、放課後の支援や休日、夏休み等長期休業中の健全育成の充実を図ることが求められています。

成長する子どもの多くの可能性を引き出せるように、早期からの進路相談体制を充実させることも重要です。

【目標】

- (1) 学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもがいる学級に対し、障がいへの理解を深め、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行い、安心して学校生活を送れるように今後も必要な学校支援員の配置に努めます。
- (2) 放課後や長期休暇中における子どもの健全育成のため、保護者の状況も含め、関係機関との情報交換や共有のもと、支援体制の推進を図ります。
- (3) 障がいに対する理解を深め、進路相談を含めた適切な教育が展開できるよう、教職員への研修会を継続して行います。
- (4) 地域と学校との連携協力のもと、とちぎ未来アシストネット（学校支援ボランティア）を活用し、きめ細やかな教育環境を向上させ、生涯学習を基盤とする社会づくりの土壌の醸成を図ります。

4 生涯学習活動の促進

【課題】

日々を楽しく、より豊かなものにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、多くの人とふれあう機会が必要ですが、そのような機会はまだまだ少なく支援体制も不十分です。

また、障がい者は、自ら余暇を生み出すことが難しいことから、社会参加の促進や生きがいを得るための余暇を見つける手段として生涯学習活動への期待が高まっています。

このような生涯学習活動は、自己の向上とともに、社会交流によって、この基本施策以外の施策の推進においても、大きな役割があります。このため、福祉サービスによるレクリエーション活動のほかに、自主的な生涯学習活動が継続的に実施できるような支援が求められています。

このことはライフステージ全般にわたり、充実する必要があります。

【目標】

- (1) 障がい者が好きなことにチャレンジし、日々の生活をより豊かに送れるように、生涯学習活動等への参加を支援し、社会参加と交流を促進します。
- (2) 市が行う講座や講演会に手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、小規模な講座等、手話通訳者や要約筆記者の配置が難しい場合は、福祉関係制度を活用するなど、障がい者が積極的に講座や講演会に参加できる機会を確保し、社会参加の一助となる取組みを推進します。

1 就労支援の充実

【課題】

働きたいという意欲があるのに、就労のための支援や受入れ体制が不十分なため、将来の生活に対する不安感を強く感じている障がい者が多くいます。障がい者が地域で自立した生活を送るためには、所得保障とともに、生きがいを見出す就労機会を確保することが重要な課題となっています。

障がい者の雇用情勢は改善されつつありますが、まだまだ厳しい状況が続いています。しかしながら、障がい者の就労意欲は近年急速に高まっていることから、公共職業安定所などの労働行政関係機関、民間企業と連携しながら、就労希望者への支援や事業主に対する障がいへの理解促進を今後も図っていく必要があります。

また、一般就労にはつながらなくても、就労のための訓練や生きがい活動としての作業を行ういわゆる福祉的就労への希望も高まっており、多様な選択肢の確保を行うほか、その工賃向上のための公的支援が求められています。

【目標】

- (1) 働く意欲や能力がある方に対し、必要な情報を提供するため、相談支援体制を強化し、障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所と連携を密にしてサポートを行います。
- (2) 公共職業安定所など労働行政機関と連携し、障がい者雇用に対する事業主への理解促進を図ります。
- (3) 地域障害者職業センター等に配置される職業適応援助者支援（ジョブコーチ）の活用及び就労定着支援事業の充実により、職場への定着を図ります。
- (4) 市も一つの事業所として民間の先駆けとなるよう、障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の受入れを積極的に行います。民間事業所の実習先の確保のための働きかけを積極的に行います。
- (5) 栃木市障がい者優先調達推進方針を定め、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達の推進を図るとともに、民間事業所での調達拡大を進め、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図ります。
- (6) 市役所本庁舎1階の市民スペースに設置する「福祉ショップ」の知名度の向上に努め、売り上げ収益が上がるよう、栃木市障害者施設協議会と協議の上、運営時間や運営方法について改善を図ります。

2 雇用支援の充実

【課題】

障がい者の一般就労を促進するために、法定雇用率の確保や雇用体制の充実を図る必要があります。

また、十分な能力を持ちながらも、雇用の場が確保できない人のために、能力や特性を最大限に発揮できる職域の拡充が必要です。

【目標】

- (1) 障害者雇用支援月間（9月）を活用して、障がい者雇用の機運醸成を進めるとともに、市内事業主に対して障がい者雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用の協力を啓発します。
- (2) 関係機関と連携し、障害者雇用納付金制度に基づく助成など、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図ります。
- (3) 障がい者雇用を進めるために、市、民間事業所、関係機関が情報を共有し、オール栃木で、雇用を創出する事業について検討していきます。
- (4) 栃木市障がい者等自立支援協議会において就労支援に関するワーキンググループを立ち上げ、調査、研究等を行い、地域の実情にあった支援体制を構築します。

基本施策6 健やかに暮らすために（保健・医療）



1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

【課題】

障がいの原因となる疾病等について、適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進する必要があります。

増加する生活習慣病についても、障がいの発症を防止することが重要です。

予防と早期発見のためには、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などそれぞれに適切な相談体制と医療機関の対応が必要であり、本人を含め家族に対し、障がい受容への支援体制を構築することが重要です。

【目標】

- (1) 乳幼児の健診において早期発見に努め、一人ひとりに合わせた早期療育への支援や、医療・保健・福祉・教育など関係機関における相談支援体制の強化を図ります。
- (2) 障がいを受け入れることについて、保護者の心のケア体制作りに努めます。
- (3) ライフステージに応じた、育児教室・生活習慣病予防教室などの健康教室や健康相談、健診など様々な機会を通じて、疾病の予防、再発防止についての意識啓発を行います。
- (4) 健診事業の充実を図り、健診の受診の勧奨を行います。

2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

【課題】

疾病等により障がいを発症してもこれまでの生活を維持していくために、障がいの軽減及び重度化防止のための適切な保健・医療サービスの充実が重要であるとともに、サービス利用に向けた支援体制の強化も求められています。また、本人、家族及び地域の人たちが障がいを理解し、障がいを発症してもこれまでどおり生活ができる環境を維持することが求められています。

【目標】

- (1) 適切な医療、医学的リハビリテーションの受診を支援し、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図ります。
- (2) 医療機関をはじめとした関係機関との相談支援等を充実し、病気に対するサポート体制を構築していきます。
- (3) 心の健康づくりの支援とともに、不安のある人に対する保健・医療施策を推進します。

- (4) 共に生き、支えあう地域づくりのために、精神保健福祉に関する研修や啓発を行います。
- (5) 多様なメディア媒体を活用して、各種医療費助成に関する情報の提供を促進します。
- (6) 思春期、成年期における不登校や社会的ひきこもりについて、関係機関と連携を図り支援体制の整備を行います。

3 健康づくりの充実

【課題】

障がいの重度化や機能の低下を防ぐためには、適正な医療の受診と、自立のためのリハビリテーションや健康づくりを積極的に行うことが必要であり、受診を促す支援体制作りが必要です。

また、医療が長期化することによる日常生活への負担を軽減するために、医療費助成等の公的な支援が望まれています。

【目標】

- (1) 自立支援医療、こども医療費、重度心身障がい者医療費助成等、制度の有効活用ができるように適切な情報提供を行います。
- (2) 適正に医療を受診してもらうための支援体制の構築を進めます。

基本施策7 地域での共生を進めるために（権利擁護・情報の保障）



1 権利擁護のための取組み強化

【課題】

本市では、障がい者を理由とする差別の解消に向けて栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例を施行しましたが、条例の認知度はまだまだ低い状況です。事業所に対する差別解消に向けた合理的配慮の義務化に伴う啓発が必要となります。

また、障がい者の家族が虐待の認識がないままに虐待に至ることがあり、虐待防止の意識を広げて行くことが必要となります。併せて、成年後見制度の適正な利用の推進など、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるよう、権利擁護、意思疎通支援等の取組みの強化が求められます。

【目標】

- (1) 障がい者虐待、障がい者差別及び合理的配慮の提供等に係る相談について、市障がい福祉課内に設置されている障がい児者相談支援センターが受け付け、迅速かつ適切な対応を図ります。
- (2) 障がい者の財産の管理のみならず身上の保護等の権利を守るため、成年後見制度利用に関する相談、申立て支援、必要に応じた市長申立て、市民後見人の育成、啓発等を積極的に行います。
- (3) 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の基本理念の啓発と併せて、障がい者の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去のための合理的配慮の実施について周知を図ります。

2 情報提供の充実

【課題】

障がい者の福祉施策の基本理念には、福祉サービスの自己選択や自己決定によって自立を支援する目標があります。このために必要な情報を適切に提供する体制の整備が求められています。

現代の情報ツールはさまざまな形態がありますが、障がい者の状況に対応した利便性の高い方法によって、社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報提供を行う必要があります。

【目標】

- (1) 障がい福祉の事業・制度・手当などの情報を分かりやすく説明するガイドの配布やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどのメディアを活用した情報の提供に努めます。
- (2) 聴覚障がい者のための手話通訳者の配置や遠隔手話通訳などを継続し、視覚障がい者への情報提供については、ITの活用など情報連携手段について検討します。

3 意思疎通支援体制の充実

【課題】

聴覚障がい者、視覚障がい者は、日常においても、また緊急時には特に、情報の伝達等の支援を強く望んでいます。こうした不安を取り除き、安心した生活を送れるように、情報提供やコミュニケーション支援を強化する必要があります。

【目標】

- (1) 聴覚障がい者、視覚障がい者の社会参加には、手話通訳者、ガイドヘルパーなどの派遣によるコミュニケーション支援を行います。併せて、コミュニケーション支援を担う人材の育成を進めます。
- (2) 聴覚障がい者の「言語」である手話に対する理解促進のために制定した「栃木市手話言語条例」の啓発に努めます。コミュニケーション支援が必要な障がいに対する理解を深める啓発活動を推進します。